

## “ 住宅エコリフォーム補助金のご案内 ”

脱炭素社会実現に向け、省エネルギー化となる住宅リフォーム費用の一部を補助します。

20万円以上の住宅エコリフォームに工事費の5%、  
最大10万円を補助します。

### ① 対象となる人

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 浜川市に住民登録をしている人
- イ) 市税を滞納していない人
- ウ) 暴力団員でない人



### ② 対象となる住宅

自分が居住している個人住宅  
(併用住宅の住宅部分を含みます。)

### ③ 対象となる条件

〈エコリフォームで地球環境を守る!〉

次のすべてに当てはまることが条件です。

- ア) 市内の工業者に発注するもの
- イ) 1年以内に建てられた新築住宅、賃貸住宅、給与住宅、別荘、  
売買目的の住宅でないもの
- ウ) 市の他の補助制度を利用し、リフォーム箇所が重複しないもの
- エ) 完了の報告書を申請年度の3月末日までに提出できるもの
- オ) 工事着工前であるもの

※工事に着手または工事が終了しているものは、補助金の対象外となります。

### ④ 対象となる工事

対象となるエコリフォームは、裏面のとおりです。ご不明な点は下記まで問い合わせください。

### ⑤ 補助金の額

20万円以上の補助対象となるエコリフォーム費用に対し5%を補助します。ただし、限度額は10万円です。

### ⑥ 補助金の制限

- ア) 補助の対象となる人および対象となる住宅につき1回限りです。
- イ) 過去に住宅エコリフォーム補助金を利用した方は申請できません。

### ⑦ 申込期間

令和8年4月1日(水)から  
※予算に達した時点で終了となります。



問い合わせ  
建築住宅課(第二庁舎2階)  
☎ 0279-25-7191

⑧ 申請時の提出書類

補助金の交付を受けようとする人は、工事着工前に次の書類（コピー可）を建築住宅課窓口まで提出してください。

- ア) 申請書
- イ) リフォーム前の写真
- ウ) リフォーム内容を記した図面
- エ) エコリフォームの内容が分かる資料（カタログ等）
- オ) 見積書（市内業者に限りです。）
- カ) 市税の滞納のない証明書又はこれに代わるもの ※注1
- キ) 住宅の固定資産税・都市計画税納税通知書（直前のもの）

※注1 市が市税の納税状況を確認することに同意した人は不要です。  
本人確認のため身分証明書の提示をお願いします。

※注2 築年数が確認できない場合、登記事項証明書が必要となる場合があります。

⑨ 補助の対象および対象外となる工事内容一覧

※記載の無い工事については事前に相談してください。

工事の種類		対象の工事	対象外の工事
外装改修	屋根の葺替、塗装	断熱または遮熱性能があるもの 上記に付随する雨樋等の修理、交換 例(複層ガラス、二重窓、樹脂窓、サンルーム(既存住宅に接続するもの))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家具、機器(中古を含む)のみの購入</li> <li>・下水道接続、合併浄化槽等設置</li> <li>・車庫、倉庫、物置等（住宅と一体になっているものは除く）設置、改修</li> <li>・門、塀、舗装、造園等の外構の改修</li> </ul>
	外壁の張替、塗装 サッシ等の取付、交換		
内装改修	床、壁、天井の張替、塗装等	内装の断熱、省エネルギー化、または高効率となるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の新築、10㎡を超える増改築</li> <li>・住宅の解体（エコリフォームに伴う部分解体は除く）</li> <li>・公共事業に伴う補償の対象となるもの</li> </ul>
設備改修	給排水衛生設備の改修	節水、節電、または高効率となるもの 例節水型水栓を使用するキッチン、化粧洗面台、トイレ、高断熱浴槽のユニットバス	
	空気調和設備の改修	節電、または高効率となるもの 例エアコンの設置、交換(新品に限る) 工事を伴うストーブの設置	
	電気設備の改修	節電、または高効率となるもの 例 LED 照明の設置、交換 高効率の電気温水器の設置	
その他改修	関連工事	エコリフォームに付随するもの	